



南労会スト弾圧から 全国争議団の仲間と合流

一九九六年二月二〇日、南労会支部のストライキを口実に、港合同役員八名の逮捕、三府県にわたる四三カ所への自宅搜索という、大刑事弾圧がかげられた。

この時、東京からいち早く支援にかけつけてくれたのが、争議団連絡会議の仲間であった。以来十七年半にわたり連帯・

「共謀罪も盗聴法も秘密法もいらぬ」
反治安法の闘いを強化しよう！

共闘を深めてきた。毎年三月に開催される全国争議団交流集会は今年で十三回を迎えたが、本集會はもちろんのこと、本集會に向けて全国各地で開催される企画会議にも欠かさず参加してきた。

組対法・盗聴法・共謀罪 との闘い

また一九九九年、組織的犯罪対策法・盗聴法制定の際には、全日建関西地区生コン支部とともに

「組対法に反対する全国ネットワーク」に結集し、反弾圧・反治安法の闘いに取り組んできた。

関西においても二〇〇一年から「共謀罪に反対する市民連絡会・関西」を組織して、学習会を何度か開催してきた。七月三十一日にも学習会を行なって、神戸学院大学法学部教授の春日勉さんから「現在の治安法の状況」新たな捜査方法と治安立法」という題で講演を受け、春日勉さんと永

嶋靖久弁護士との間で質疑を行なった。

八月九日から一〇日には、例年行なわれている治安法研究合宿が、九州、全日建関西地区生コン支部をはじめとする関西の仲間が参加する中、神奈川県の三浦海岸で行なわれ、「秘密法制定と集団的自衛権行使容認で新たな段階に入った」日本の治安政策をめぐる状況の認識を深めるとともに、「戦争・治安管理工スラストといかに対決する

組織を強化拡大し、階級的労働運動の発展をめざそう！

か」活発な討論がなされた。

そして今年も、「刑事弾圧を労働者の力ではね返そう！」をスローガンに三九回の歴史を持つ全都反弾圧闘争の集会・デモが開催され、支部から二名が参加する。

秘密保護法 撤廃しよう

「テロリズム」を

初めて法律で規定

秘密保護法の施行を阻止すべく、毎月六日には反対集会が全国で続けられている。

秘密保護法には様々な問題点があるが、その一つに、日本で初めて「テ

ロリズム」を法律で定義づけた条文を含んでいるという点がある。

「テロリズム」をどう規定するかは、例えばパレスティナ解放闘争など民族解放闘争はテロか？イスラエルによるガザ攻撃など国家テロはどう扱うのか？など国際的にも国内的にも論争が続き、国連包括的反テロ条約が頓挫するなどしてきた。ところが、秘密保護法が、ほとんど論議もないままに「テロリズム」を定義づけたこと、しかも、極めてあいまいに規定したことは、今後の反治安法攻防にとって重大な意味をもつ。

何でもかんでも

「テロ」にできる規定

秘密保護法十二条はカッコ書きの形でテロリズム規定を行ない、政治上その他の主義主張に基づき、①国家もしくは他人にこれを強要する目的、または、②社会に不安もしくは恐怖を与える目的、のいずれかの目的で、①人を殺傷するための活動、または②重要な施設その他のものを破壊するための活動のいずれかを行なうことをいう、とされている。

極めてあいまいな規定である。最大の



国会前 川内原発再稼働に反対する行動。閣僚はこれを「テロ」と言った！ 「失言」ではなく本音。処罰の対象にするつもりなんや!!

問題は「人を殺傷する」行為や「施設を破壊する」行為自体に限るのではなく、その行為の「ための活動」に範囲を無限定に拡大していることである。「ための活動」という文
言は、一九二八年の治安維持法改悪によって導入された「結社の目的」の遂行

のためにする行為」の処罰(目的遂行罪)を規定した「ためにする行為」という文言と極めて類似している。戦前、この改悪によって弾圧の対象者は無限定に拡大し、治安維持法は猛威をふるったのであった。

秘密保護法には、治安維持法改悪の際に使われたものと同様の文言が「テロリズム」規定において含まれているという事実は、看過されてはならない。

今さらながら、秘密保護法は絶対に廃案にしなければならぬという思いを強くす。

K



ロックの日 集会とデモ

10月6日(月) 18時30分～

中之島公園 女神像前

11月6日(木) 18時30分～

場所未定

秘密保護法ロックの日の集会とデモに参加を!

橋下市長が頭を下げたのはなんでや! 10/10集会

～ 団結権侵害と懲戒処分に反撃を! ～

- 日時 10月10日(金) 18:30～
- 場所 PLP会館5F (大阪市北区天神橋3-9-27)
- 主催 懲戒処分を許さない南大阪の会

組織を強化拡大し、階級的労働運動の発展をめざそう!